

《ケアマネジャーの確保・定着に向けて》

ケアマネジャーの研修費用助成と 処遇改善に対する補助を実施

介護支援専門員（ケアマネジャー）の確保が喫緊の課題であることから、市はケアマネジャー支援策として、介護支援専門員の研修費用の全額を助成するとともに、介護支援専門員の処遇改善に対して補助金を交付する。

研修費用助成は令和6年度に受講した研修から対象とし、処遇改善補助は令和6年10月以降に支払ったものを対象として実施する。

現在、全国的に介護支援専門員（ケアマネジャー）の不足が深刻化しており、本市においてもケアマネジャーの確保が喫緊の課題となっている。ケアマネジャーが不足すると、介護サービスの利用者が必要なサービスを速やかに受けることができなくなるなど、介護保険事業の運営にも影響を及ぼすことになる。

このため、ケアマネジャーの確保につながる効果的な支援策として、市独自に研修費用助成金及び処遇改善補助金を交付する。

ケアマネジャーは5年に1回更新研修を受講する必要があるが、この研修費用の負担が大きいという声があることから、負担軽減を図るため、研修費用の全額を助成する。

また、ケアマネジャーは国の処遇改善策の対象外となっていることから、ケアマネジャーの処遇改善を実施した事業所に対して月2,500円の処遇改善補助金を交付する。

これらの支援策によって、ケアマネジャーの確保・定着につなげていく。

●介護支援専門員等研修受講料等助成金

（1）助成金の内容

介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格更新研修などの受講に要した費用の全額を助成。

（2）対象介護サービス事業所

居宅介護支援、介護予防支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）、有料老人ホーム（特定施設のみ）、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設のみ）、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター

（3）実施時期

令和6年4月1日以降に資格を取得又は更新したものを対象として実施

●介護支援専門員等処遇改善事業補助金

(1) 補助金の内容

介護支援専門員が勤務する野田市内の介護サービス事業所に対し、以下の金額を給与に上乗せして支払った場合に当該額を補助する。

- ・月に128時間以上勤務している人 月額2,500円
- ・月に64時間以上128時間未満勤務している人 月額1,250円

(2) 対象となる介護支援専門員

- ・野田市内の対象介護サービス事業所に勤務していること。
- ・法人が直接雇用契約を結んでいる介護支援専門員であること。
- ・介護支援専門員の資格を持つ職員で、介護支援専門員の業務に従事していること。

(3) 補助対象事業所

居宅介護支援、介護予防支援、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）、有料老人ホーム（特定施設のみ）、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設のみ）、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター

(4) 実施時期

令和6年10月支払い分から補助の対象とする。

問合せ＝高齢者支援課・直通 04-7123-1092

代表 04-7125-1111（内線 2130）

野 田 市